

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名： 南アルプス市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	平成19年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	南アルプス市	職員数（H19. 4. 1現在）	39
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	上水：41円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	5,941
	簡水：62円（H18）		
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	1,321
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.600
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率（%）	17.1（H19）
		経常収支比率（%）	85.9（H18）

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
◎合併期日：平成15年4月1日 合併前市町村：白根町・若草町・楡形町・甲西町・八田村・芦安村 ◎平成15年度より上水道事業（野呂川水道事業・若草水道事業）・白根簡易水道事業・芦安簡易水道事業・楡形簡易水道事業・甲西簡易水道事業を運営。平成18年度に若草水道事業及び甲西簡易水道事業の料金を野呂川水道事業・楡形簡易水道事業の料金に統一し、平成19年度より上水道事業（野呂川・若草）に楡形簡易水道事業・甲西簡易水道事業を統合して南アルプス市水道事業となる。残る白根簡易水道事業・芦安簡易水道事業も平成26年度までに統合予定である。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	南アルプス市長 今沢 忠文
既存計画との関係	集中改革プラン（17～21）・南アルプス市水道整備基本計画（17～26）
公表の方法等	南アルプス市議会への報告・広報・ホームページへの掲載
基本方針	①料金等の適正化 経営改善・合理化を一層徹底し、料金の抑制 ②建設投資の適切な実施 投資規模の適正化、整備進度の調整等に配慮し、過大投資、過度の先行投資の抑制 ③企業債の抑制 建設改良の抑制、損益勘定留保資金等内部留保資金の活用 ④組織の改革 総合的・機能的な企業経営が可能となる簡素で効率的な組織への見直し

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

（〔参考〕上水道事業開始年月日－野呂川：昭和31年6月5日・若草：平成4年4月1日）

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		331	37	368
	補償金免除額		65	7	72
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		190		190

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	120,291	330,483	36,758	487,532
					0
					0
					0
合 計 (A)		120,291	330,483	36,758	487,532
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		120,291	330,483	36,758	487,532

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	87,853	176,040		263,893
					0
					0
					0
合 計 (A)		87,853	176,040	0	263,893
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		87,853	176,040	0	263,893

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	平成19年度より上水2・簡水2の計4事業が統合し、新たな水道事業としてスタートしました。その際、平成15年度の市町村合併時からの課題であった水道料金の統一を図り、合併特例債を適用した統合整備事業を中心に経営を進めております。来年度以降、経営状況を見据えながら施設整備等の計画策定に取り組んでいきます。	
経営課題	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化
	「最少の人数で最大の効果」を目標に、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを基本とした事務事業の見直し、組織の簡素効率化、事務の民間委託等を推進し、定員管理の適正化を図る。	
	課 題	料金水準の適正化
	経営上最も重要な課題であり、現状は類似団体と比較しても低水準を維持しているが、今後もより一層の経営改善、合理化を徹底し、料金抑制に努める。	
	課 題	資本投下の抑制
	建設投資のための財源として企業債に依存する度が高く、おのずと固定比率も高くなっている。類似団体とほぼ同等の数値だが、今後も過大投資、過度の先行投資の抑制等、投資規模の適正	
	課 題	資産の有効活用
固定資産回転率が類似団体より高いものの数値自体は低く、資産が有効に稼働していないことが分かる。過大投資の抑制と共に統廃合を含めた既存施設の見直しを図り、資産の有効活用に努め		
留意事項	課 題	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化
	施設の維持管理にかかる費用は類似団体に比べ抑制されており、今後も資本投下の抑制及び資産の有効活用を図ると共に、さらなる費用抑制を図り、最大限のサービス供給コストの節減及び上記課題の改善に合わせ、統合的かつ機能的な経営が行える、簡素で効率的な組織を目指す。	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
收 益 的 収 入	法 適 用 企 業	1. 営 業 収 益 (A)	748	865	916	956	957	1,213	1,248	1,271	1,286	1,291	
		(1) 料 金 収 入	694	790	843	881	898	1,139	1,173	1,196	1,210	1,215	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	38	57	55	56	41	54	55	54	56	55	
		(3) そ の 他	16	18	18	19	18	20	20	21	20	21	
		2. 営 業 外 収 益	13	60	85	89	105	60	58	58	58	57	
		(1) 補 助 金						17	16	15	15	14	
		他 会 計 補 助 金					17	16	15	15	14		
		そ の 他 補 助 金											
	(2) そ の 他	13	60	85	89	105	43	42	43	43	43		
	収 入 計 (C)	761	925	1,001	1,045	1,062	1,273	1,306	1,329	1,344	1,348		
	法 非 適 用 企 業	I. 総 収 益 (a)		343	315	314	349						
		( ) 営 業 収 益 (b)		307	294	293	304						
		ア 料 金 収 入		273	288	286	297						
イ 受 託 工 事 収 益 (c)			26										
ウ そ の 他			8	6	7	7							
( ) 営 業 外 収 益			36	21	21	45							
ア 他 会 計 繰 入 金		35	20	20	16								
イ そ の 他		1	1	1	29								
支 出	法 適 用 企 業	1. 営 業 費 用	485	629	698	696	699	939	912	890	870	839	
		(1) 職 員 給 与 費	217	282	277	283	262	267	262	257	257	257	
			基 本 給	111	134	131	126	135	135	131	128	128	128
			退 職 手 当	3	12	6	18	5	10	11	11	11	11
			そ の 他	103	136	140	139	122	122	120	118	118	118
		(2) 経 費	153	179	241	226	251	347	329	311	293	275	
		動 力 費	17	25	25	25	26	49	48	47	46	45	
		修 繕 費	8	8	33	12	21	48	45	41	38	34	
		材 料 費	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	
		そ の 他	126	143	182	188	203	249	235	222	208	195	
	(3) 減 価 償 却 費	115	168	180	187	186	325	321	322	320	307		
	2. 営 業 外 費 用	82	114	123	120	119	186	164	145	136	129		
	(1) 支 払 利 息	76	109	113	112	111	169	151	131	123	116		
(2) そ の 他	6	5	10	8	8	17	13	14	13	13			
支 出 計 (D)	567	743	821	816	818	1,125	1,076	1,035	1,006	968			
法 非 適 用 企 業	II. 総 費 用 (d)		191	205	195	202							
	( ) 営 業 費 用		102	81	70	55							
	ア 職 員 給 与 費												
		う ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		102	81	70	55							
	( ) 営 業 外 費 用		89	124	125	147							
ア 支 払 利 息		63	63	62	62								
	う ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他		26	61	63	85								
(法適)	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	194	182	180	229	244	148	230	294	338	380		
(法非適)	Ⅲ. 収 支 差 引 (a)-(d) (e)		152	110	119	147							







## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	134.7	115.4	112.6	120.6	121.6	113.2	123.0	130.2	137.0	143.2	
総収支比率(法適用)	(%)	147.0	134.6	138.9	142.1	142.4	112.9	121.2	128.2	133.3	139.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	134.2	124.5	121.9	128.1	129.8	113.2	121.4	128.4	133.6	139.3	
営業収支比率(法適用)	(%)	164.4	144.3	138.6	146.3	148.2	139.0	147.8	155.0	160.8	168.4	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	147.8	119.3	116.3	122.0	-	-	-	-	-	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.0	10.2	6.3	6.4	4.6	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	7.9	6.3	6.4	4.6	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	0.0	12.9	12.3	10.2	9.6	5.7	2.5	5.1	10.8	6.1
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	6.2	12.3	10.2	9.6	5.7	2.5	5.1	10.8	6.1
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在の水道料金は経営統合の母体である野呂川水道事業の設定額を引き継いだものであり、類似団体と比較しても低水準を維持している。平成15年の市町村合併後、年々の人口増加、市の企業誘致施策及び既存企業の好況により料金収入は伸びを見せており、今後も大幅な伸びは期待できないものの、前年度比1～3%増を見込んで計上した。
2 他会計繰入金の見込み	他会計補助金に関しては、簡水統合前借入分の起債の元利償還金に対して繰入基準内の1/4を設定し計上した。また、他会計出資金に関しては、統合整備事業に対する合併特例債を事業計画に基づき計上した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模な建設改良事業として、合併特例債を適用させた統合整備事業を平成24年度まで計画しており、その計画に合わせて費用計上した。</p> <p>[実施計画内容]</p> <p>平成19年度 上水道連結事業(配水管連結工事)</p> <p>平成19年度～平成24年度 給配水計画事業(在家塚配水池築造工事・送配水管布設工事)</p> <p>平成20年度～平成24年度 統合システム事業(中央監視システム整備事業・管路情報システム整備事業)</p> <p>また資産売却に関しては、数値計上はされていないものの、新たな財源確保方法として検討中である。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	収益的支出のうち、職員給与費に関しては、平成22年度までに企業局職員数を2人削減するという集中改革プランに沿って計上した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	(課題①) 本市では、平成17年3月に行政改革大綱を策定し、この中で定員管理と給与の適正化を速やかに進めることとした上で、この大綱に基づき平成17年から平成21年までの5年間の具体的な実施計画(集中改革プラン)を定め、職員数の計画的な削減や各種手当の総点検をはじめとする人件費の削減を進めることとしている。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	行革大綱に基づき策定した定員適正化計画(集中改革プラン)では、平成22年4月の一般職の職員数を平成17年4月の職員数482人と比較して29人削減(△6.0%)し、453人とする事とし、特別行政(教育部門・消防部門)を合わせた職員数についても平成17年4月の職員数663人を42人削減(△6.3%)し、621人とする計画とした。平成19年4月現在の一般職の職員数は466人、特別行政を加えた職員数は628人となっており、計画は順調に推移しているが、厳しい財政状況を踏まえ、機構改革・事務事業の見直し等をより一層推進することにより、さらなる職員数の適正化を進めていく方針である。
○ 給与のあり方	本市の給与については、国の人事院勧告を基本として、適正な給与制度の運用を図ることとしている。また、各種諸手当についても、従来の特殊勤務手当(15種類)のうち、企業局従事手当を平成18年度から、保健衛生業務従事手当、社会福祉業務従事手当及び救急救命士業務手当を平成19年度から廃止とした。なお、慈恵寮特殊業務手当についても平成20年度から廃止する方針である。一方、時間外勤務手当については、管理職が職員に月30時間以上の時間外勤務を命じた場合にその理由と今後の改善策を提出させ、これが連続した場合はその管理職に対し指導を行うこととして、この削減を図っている。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	職員給与については、上記のとおり国の人事院勧告に準拠した条例改正等を行うとともに、地域手当についても国の基準に従い支給対象外としている。また、勤務実績や成績に基づいた昇給及びその勤勉手当への反映については、平成17年度及び平成18年度に条例改正等を行い、国の方針に沿った制度とした。この改正に伴い、新しい人事評価制度の導入を進めることとし、平成19年度に制度設計を行った上で、平成20年度・21年度で試行を行い、平成22年度から新しい評価制度を実施していく方針である。また、 <b>日直者の出勤手当(1回1,100円)については、実績も少なく現在廃止の方向で検討している。</b>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	本市の技能労務職員は、平成19年4月現在23人で、調理員14人、学校用務員3人、その他6人となっている。給料表は、国の行政職二表を使用し、これに基づき適正な運用を図っている。平成19年4月現在の平均給与額は、国と同じ基準で算出して274,300円(平均年齢51.6歳)であり、国、山梨県及び類似団体等と比較して下回っている状況である。今後においても、引き続き給与の適正化を堅持していく方針である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時の特昇等については、定年退職者特昇を平成17年度から、早期等退職勧奨者特昇を平成18年度からそれぞれ廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方	本市では、山梨県市町村共済組合に加盟しているため、この組合の中で事業主負担割合の適正化を進めている状況である。また、地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復のための事業を行っている職員互助会活動については、昨今の地方自治体の互助会活動に対する市民の厳しい指摘を踏まえ、事業内容が過度とならないよう適正な事業執行を行っている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	(課題⑤)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	未利用施設の統廃合による光熱水費の削減を維持管理費の縮減施策として検討中であり、また検針業務、水質検査、修繕業務等、より専門技能を必要とする業務の民間委託化を進めてきており、今後は他の部門についてもなお一層の経費削減・効率化・利用者サービスを図るため、委託化を検討していく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	施設整備や管理運営等の分野についても、費用負担、責任分担等を十分勘案し、民間資金や経営ノウハウを活用するPFI事業について検討を行い、可能な事業については積極的に活用していく。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	(課題④)
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	新たな収入の確保方法として、遊休地売却、未利用施設及び土地の貸与、発生汚泥の有償売却、公告掲載等を検討し、水道料金収入以外の収入確保に努める。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	(課題①)
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	情報提供の範囲、内容、手段、ニーズの把握について総合的に検討し、施策に対する理解を得る情報を提供していく。
○ 行政評価の導入	使用者との情報の共有化、事業に対する透明性の確保と共に、今後策定する事業計画や経営評価を対象に、本市では平成18年度から試行し、職員の勉強会を開催するなど意識向上しながら平成22年度に本格導入予定であり、その後外部評価を受け、経営に反映させていく。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(課題①) 平成22年度までに企業局職員数を2人削減するという集中改革プランに沿って職員数の適正化に取り組むと共に、より一層のサービス向上を目指す。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(課題②) これまで繰越欠損金は発生したことは無いが、これからもサービス供給コストの節減等、より一層の経営効率化を図り、料金適正化を進めていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	(課題③) 企業会計としてこれまで一般会計からの基準外繰入金が発生したことは無いが、これからもより一層の費用抑制を図り、基準外繰入金が発生しないよう努めていく。
4 その他	(課題⑤) 工事コストに関しては、水道管理設深を浅くすることによる掘削量の縮小、及び使用材料の変更に伴う材料単価及び施工単価の減額等、工法の見直しによる工事費の縮減を検討している。  その他統合的かつ機能的な経営が行える簡素で効率的な組織を目指し、上記課題を含めた経営改革に邁進していく。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率		-8.5										
	改善額(料金の適正化)※1		0				0						
	未収金の徴収対策	-	2	2	2	3		4	4	6	8	10	
	改善額	-	2	4	6	9	9	4	8	14	22	32	32
	一般会計負担金の額	-											
	改善額(負担金の確保等)	-											
	資産の有効活用	-											
	改善額(収入増額)	-											
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	-	270	271	265	257		257	251	246	246	246	
	改善額	-			6	6	12	-	6	11	11	11	39
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)	-	12	6	18	5		10	11	11	11	11	
	職員数(人)	-	39	41	39	39		39	38	37	37	37	
	増減数(人)	0	7	2	-2	0	7	0	-1	-1	0	0	-2
	維持管理費等	-	145	145	144	144		192	179	166	153	140	
	改善額(適正化)	-			1	1	2	-	13	13	13	13	52
	工事コスト※2	-			53			71	66	61	56	51	
	改善額(縮減額)	-			28	28	56	-	5	5	5	5	20
	その他( )												
	改善額						0						
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高(法非適用分)	2,009(-)	5,728(2,610)	5,845(2,615)	5,796(2,660)	5,941(2,708)		5,734	5,492	5,222	4,929	4,615	
	増減	-	1,109	112	-94	97		-	-242	-270	-293	-314	
	計画前5年間改善額 合計						79.0						143.0
	改善額 合計												72.0

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	40,570	51,760	52,337	52,503	52,390	72,026	72,139	72,250	72,358	72,464
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	5,242	6,574	7,261	7,187	7,222	9,500	9,530	9,570	9,600	9,620
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	23,000	28,600	28,600	28,600	28,600	43,970	43,970	43,970	43,970	43,970
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	20,928	24,329	26,712	26,672	27,898	36,914	36,881	37,036	37,152	37,229
最大稼働率(%)	91.0	85.1	93.4	93.0	97.5	84.0	83.9	84.2	84.5	84.7
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	132	120	116	123	124	120	123	125	126	126
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	98	104	103	102	102	106	100	96	92	88

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

目的	: 水道事業の広域化、管理の一体化により、水道事業間の格差は正、事業運営の基盤を強化し、安全で安定的な水の供給体制を確保する
内容	: 白根・芦安の2簡易水道事業を上水道事業に統合する
検討体制	: 平成24年～「統合実施検討委員会」設立
検討の方向性	: 必要性・有効性・効率性の検討 / 受益者の理解(料金)
結論をとりまとめる時期	: 平成25年3月
実施スケジュール	: 平成25年～ 厚生労働省協議 / 料金改定(芦安)議案提出 平成26年 水道事業変更届作成業務委託 / 県衛生業務課へ白根・芦安簡易水道事業廃止届提出 / 厚生労働省へ経営変更認可届出・受理 平成27年3月末 白根・芦安簡易水道事業廃止